

公文書不開示決定通知書

新産第 336 号

令和8年7月17日

エイチティトレーディング株式会社
土屋 肇 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

令和8年7月3日付けで開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開 示 し な い 公文書の名称	令和8年度埼玉県新技術・新製品開発支援補助金における、エイチティトレーディング株式会社の審査に関する以下の文書一式： 1. 公募要領に記載された審査項目（7項目）に関する、全審査委員の個別の採点結果、評価点数、および具体的な記述式評価コメント。 2. 事務局担当者が不採択の主要因として口頭説明した「経営評価」に関する、具体的な審査基準、配点、評価項目（事務局が内部保有すると説明した4項目を含む）、および当社に対する具体的な採点根拠。 3. 当該「経営評価」および「内部審査要領」の制定、決裁に関する文書、およびこれらを公募要領に明記しなかった理由が記された内部資料。 4. 本補助金全体の採択・不採択を決定した際の最終的な起案文書および決裁文書。審査期間中に発生した事務的過失（申請者への他社名誤記メール送信等）に関する調査報告、および当該ミスが審査データの正確性に影響を与えていないことを確認した記録。
開 示 し な い 理 由	開示請求された公文書について当該公文書の存否を答えることは、特定の法人が令和8年度埼玉県新技術・新製品開発支援補助金に応募し、審査を受けたという事実の有無を明らかにするものであり、埼玉県情報公開条例第10条第2号で不開示情報として規定する、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを開示することとなるため、同条例第13条の規定により当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否します。
担 当 課 所	産業労働部 新産業育成課 ものづくり技術支援担当 電話番号 048-830-3735
備 考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。